

### 特別障害者手当など 所得状況届の提出を

現在、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当を受給している方に、所得状況届を発送しました。

この所得状況届は、現在手当を受けている方が、引き続き手当を受けられるかどうかを決める大切なものです。提出期限までに提出されないと、必要事項を記入し、必ず提出してください(送付可)。

### 9月からの受給者証を発送

現在お持ちの受給者証の有効期限は、8月31日(土)までです。審査の結果、継続する方には、新しい受給者証(黄色)を8月下旬に発送します。9月1日(日)からお使いください。

▽市民税が課税の方：(一部と食の表示(自己負担1割)  
▽市民税が非課税の方：(食)表示(自己負担なし)  
※入院時の食事、生活療養標準負担額は自己負担です。

▽特別障害者手当の受給者(20歳以上の方)  
▽障害児福祉手当の受給者(20歳未満の方)

※開業に必要な経費の一部を補助

### 開業に必要な経費の一部を補助

### チャレンジショップ

市内で開業する方、開業間もない方を対象に、開業に必要な経費の一部を補助し、事業者の方をバックアップしています。

対象期間 4月1日(月)～令和7年1月31日(金)

対象経費 小平商工会が認める創業に必要な経費

対市内で新たに事業を始める方、開業後2年以内の方

業種 小売業、飲食業、サービス業、製造業、建設業、NPO・コミュニティビジネス関係ほか

補助率 3分の2(上限60万円)

※受け付け後、書類選考審査および個別面談審査があります。

申 8月20日(火)から10月31日(木)まで、要項を確認のうえ、問合せ先へ(送付可)

満の方)  
▽経過福祉手当の受給者(昭和61年3月31日において20歳以上の方)  
▽障害がい者支援課 ☎042(346)9540、FAX042(346)9541

### 心身障害者医療費助成制度

現在お持ちの受給者証の有効期限は、8月31日(土)までです。審査の結果、継続する方には、新しい受給者証(黄色)を8月下旬に発送します。9月1日(日)からお使いください。

▽市民税が課税の方：(一部と食の表示(自己負担1割)  
▽市民税が非課税の方：(食)表示(自己負担なし)  
※入院時の食事、生活療養標準負担額は自己負担です。

▽特別障害者手当の受給者(20歳以上の方)  
▽障害児福祉手当の受給者(20歳未満の方)

※開業に必要な経費の一部を補助

### 再就職を目指す方 就職支援セミナー

### 事前説明会

結婚や育児などをきっかけに離職した方のための再就職支援プログラムの事前説明会です。参加後の流れやセミナーの内容についてお伝えします。性別問わず、参加できます。

※説明会に参加しても、セミナーに参加する必要はありません。

日 9月17日(火) 午後1時30分～2時

場 ①中央公民館講座室2、②テレビ会議システム(Zoom)

対 市内在住で、市内もしくは近隣市での就職を希望する現在離職中の方

定 ①30人、②なし

申 8月20日(火)から10月31日(木)まで、要項を確認のうえ、問合せ先へ(送付可)

で、所得状況の変化などで、令和6年度は対象となる方は、改めて申請が必要です。

※心身障害者医療費助成制度は、医療費(保険診療分)の自己負担額の一部を補助する制度です。対象者は、身体障害者手帳1・2級(内部障がい3級を含む)、愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1級所持者です。所得制限と年齢制限があります。

### 全国家計構造調査にご協力を

10月から11月まで、令和6年全国家計構造調査を実施します。この調査は、家計の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布や消費の水準などを明らかにするためのものです。

対 上水新町二丁目、たかの台、小川町一丁目、栄町二・三丁目、小川西町一・五丁目、小川東町、小川東町四丁目、喜平町三丁目、学園西町三丁目

※保有あります。  
申 ホームページ(下QRコード)へ  
図 株式会社ソフトキヤンパス ☎0800(805)1115

### はたらく一歩応援 セミナー・個別相談会

### 「はたらく」へ一歩を踏み出すヒント

仕事をしたいが何から始めたらいいかわからない若者のための、たちかわ若者サポートステーション出張セミナーです。

日 9月20日(金) 午前10時～11時

場 中央公民館学習室1

対 15歳～49歳とその家族、お知り合いの方

定 20人

申 8月20日(火)から10月31日(木)まで、要項を確認のうえ、問合せ先へ(送付可)

丁目、仲町、美園町一丁目、回田町、御幸町、鈴木町一・二丁目、花小金井南町一丁目、花小金井六・八丁目のうち、国が抽出した区域に居住し、統計的な方法に基づいて抽出された世帯

### 国民年金

国民年金の受け取りは、請求手続きが必要です。

老齢基礎年金は、原則65歳(65歳の誕生日の前日)から日本年金機構へ請求すると受け取れます。

年金額は、納付状況や受け取りを開始する年齢により異なります。

※原則、65歳になる誕生日の月の3か月前に、対象者へ請求書を送付し

### 成年後見基礎講座

### 見てみよう、後見人のいる暮らし

成年後見制度を利用している人たちが、どのような生活を営んでいるか事例を通して学びます。

日 9月24日(火) 午後2時～4時

場 福祉会館4階小ホール

対 市内在住・在勤・在学の方

定 60人

申 9月2日(月)から、権利擁護センター  
1こだいらへ(電話可、先着順) ☎042(342)8780

ています。

対 次のすべてに該当する方  
▽20歳から60歳までの間に保険料納付済期間と保険料免除期間などの合計が10年以上ある

### 申告はお済みですか 市民税・都民税

令和6年度の市民税・都民税の申告をしていない方は、早めに申告書の変更

令和6年度の市民税・都民税の申告をしていない方は、早めに申告書の変更

令和6年度の市民税・都民税の申告をしていない方は、早めに申告書の変更

### 交通安全講習会

秋の全国交通安全運動に先立ち、交通安全意識の向上を目指した講習会です。

交通ルールや事故の傾向などを確認し、自分の運転や行動を見直し、交通安全に努めましょう。

日 9月7日(土) 午後2時～3時

場 中央公民館2階ホール

対 交通安全教育映像の上映、交通安全講話、交通安全グッズの配布

申 当日、会場へ

申 9月2日(月)から、権利擁護センター  
1こだいらへ(電話可、先着順) ☎042(342)8780

を提出してください。

申告書がない方は、小平市HP(ID110232)からダウンロードするか、電話でのお問い合わせください。

### マイナンバーカードの 臨時窓口を開設

9月12日、10月10日の木曜日 午後6時から

場 市民課(市役所1階)

内 カード交付、電子証明書更新・発行、暗証番号再設定、券面記載事項の変更

### 市議会を 傍聴しませんか

9月定例会は、9月3日(火)の午前9時に開会する予定です。

傍聴する方には、当日、問合せ先で受け付け後、傍聴券を交付し

日 9月3日(火) 午前9時～11時

場 中央公民館2階ホール

対 市民税・都民税・森林環境税の普通徴収(第2期)

国民健康保険税の普通徴収(第2期)

申 9月2日(月)から、権利擁護センター  
1こだいらへ(電話可、先着順) ☎042(342)8780

※小平市マイナンバーカード窓口予約システム(下図QRコード)からも申し込みます。

※時間や定員など、詳しくは小平市HP(ID104537)をご覧ください。

### 審議会などの日程

それぞれ傍聴できます。会議録は、後日、市政資料コーナー、小平市HPでご覧になれます。

日 8月30日(金) 午後3時から

場 市役所5階505会議室

### 今月の税

市民税・都民税・森林環境税の普通徴収(第2期)

国民健康保険税の普通徴収(第2期)

納付は、9月2日(月)の納期限までにお願います。

※市税はコンビニエンスストアでの納付や地方税お支払サイトでのe-LQRやeL番号での納付もできます。

※便利で忘れのない口座振替をご利用ください。

問 収納課 ☎042(346)9526

申 9月2日(月)から、権利擁護センター  
1こだいらへ(電話可、先着順) ☎042(342)8780